

各位

## 厚生労働省からの通達を簡単に検索！ Q&A検索機能でケアマネジャーの業務をサポート！

株式会社エス・エム・エス(本社所在地:東京都千代田区、代表取締役社長:諸藤周平、以下当社)は、ケアマネジャーをサポートするコミュニティサイト「ケアマネドットコム」(<http://www.care-mane.com/>)において、新コンテンツ「サービス別Q&A検索機能」をリリースしました。

### 【背景】

現在介護サービスの提供に関する加算、減算などの確認事項においては、「厚生労働省からの通知」という形で各都道府県に配布されています。介護支援専門員(以下、ケアマネジャー)はこれらの通知文章の中に記載されているQ&Aを見ることで疑問を解消し、介護利用者に説明しています。

しかし、ケアマネジャーの方から「通知文章内のQ&Aがどこにあるかわからない」、「探したいものが探せない」という声を多く頂きました。そこでインターネット特有の検索性の利点を生かし、通知文章内のQ&Aをインターネット上で介護サービス別に整理・検索できるようにしてケアマネジャーの方々の業務サポートするべく、新コンテンツ「サービス別Q&A検索機能」をリリースしました。

### 【サービス別Q&A検索機能の利便性】

これまでだと・・・

**厚労省のホームページから各種通達をダウンロードし、一つ一つ目を通して自分に必要な情報を探さなければなりません。**

○ 栄養改善加算 (通所サービス)

(問16) 当該加算が算定できる者の要件について、その他低栄養状態にある又はそのおそれがある者とはどのような場合が考えられるか。

(答) 医師が医学的な判断により低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる場合。  
イ～ニの項目に掲げられている基準を満たさない場合であっても、認定調査票の「えん下」、「食事摂取」、「口腔清潔」、「特別な医療について」などの項目や、特記事項、主治医意見書などから、低栄養状態にある又はそのおそれがあると、サービス担当会議において認められる場合。  
なお、低栄養状態を継続している場合、低栄養状態を改善して生活している場合、低栄養状態を悪化させている場合、低栄養状態を悪化させていない場合。

また、食事摂取が  
・ 普段と比較し、  
・ 1日の食事回数が増えている、1回あたりの食事摂取量が普段より少ない場合。

○ 栄養管理体制加算 (施設サービス・短期入所サービス)

(問17) 管理栄養又は栄養士を配置したことに対する栄養管理体制加算が包括化されたが、どのように考えればいいのか。

(答) 今回の改定では、常勤の管理栄養士又は栄養士により利用者の年齢、心身の状況に応じた適切な栄養量及び内容の食事提供を行う体制への評価を行っていた栄養管理体制加算については基本サービス費への包括化を行ったところである。  
これは、当該加算の算定状況等を踏まえ、報酬体系の簡素化等の観点から行ったものであり、包括化を行っても利用者の栄養状態の管理の重要性は変わらないものであることから、各事業所においては、引き続き、これを適切に実施できる体制を維持すること。

「サービス別Q&A検索機能」を使うと・・・

**網羅されたすべての通知情報を「介護サービス別」「時系列」に分類されているため、自分の業務に関連する情報のみを閲覧することができ、これまでかかっていた探す時間を大幅に短縮することができます。**

通知情報がすべて網羅されています。

出典元が分かることでどの通達のQ&Aであるかが分かります。

介護サービス別に検索できます。

発表時期をみることで、いつのQ&Aかが分かります。

